

西予市告示第141号

西予市木質ペレット製造施設条例を廃止する条例(令和8年西予市条例第19号)の公布に伴い、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則(平成17年西予市規則第3号)第15条の規定により告示した、指定管理者の指定期間について変更が生じるため、同条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月10日

西予市長 管 家 一 夫

1 公の施設の名称及び位置

名称：西予市木質ペレット製造施設

位置：西予市城川町下相1567番地1

2 告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

(変更前) 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(変更後) 指定期間 令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

3 変更年月日 令和8年6月29日